

2020文子幼第26号  
令和2年4月16日

事業者の皆様へ

文京区子ども家庭部  
幼児保育課長 横山 尚人  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の対応のための自主休園に伴う  
職場復帰の取り扱いについて (通知)

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。文京区では、感染症拡大を防止することを目的として、認可保育所等を利用する保護者様に対し、3月及び4月の2か月について、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力をお願いしているところです。

また、育児休業中に認可保育所等に内定した方について、新型コロナウイルス感染症の対応のため自主休園し、家庭で保育するために4月に職場復帰する予定を延期する場合は、内閣府等の方針を踏まえ、4月の在園資格を保証することとしております。

この度、5月についても引き続き、自主休園をお願いするとともに、職場復帰の期限についても1か月延長することといたしました。

事業者の皆様におかれましても、保護者様から本件についてのご相談がありましたら、本通知の趣旨をご理解の上、ご協力いただけますと幸いです。

**【問い合わせ先】**

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190